

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の見通しについて 答申が取りまとめられました

求人申込の際には、試用期間・研修期間を含め
地域別最低賃金を下回らないようご注意ください。

求人申込の際には、以下にご留意ください

求人票に記載された「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回る場合

求人票に記載された「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回った場合、
最低賃金以上の賃金額に変更されるまで求人票の公開を中止します。

また、求人申込の際に「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回った場合、
法令違反となるため、求人の受理はできません。

地域別最低賃金額の改定に伴う求人票の取扱いについて

今後、各都道府県地方最低賃金審議会での審議等を経て、各都道府県労働局長が令和 8 年度地域別最低賃金額を決定する見通しですが、決定後は、求人票の賃金額変更の手続き等が増加することが予想されます。

(令和 8 年度地域別最低賃金額改定の見通しについては裏面をご参照ください。)

決定(※1)後の令和 8 年度地域別最低賃金額を踏まえ、求人票の賃金額の変更が必要な場合は、改定後の地域別最低賃金額が発効(※2)するまでに、
下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

(※1) 例年9月頃、官報に公示いたします。
各都道府県労働局ホームページにも掲載いたします。

(※2) 官報公示の30日後に効力が生じます。
発効日は例年10月頃となります。

担当・お問い合わせ先
ハローワーク品川 事業所第一部門
TEL：03-5418-7301

【参考】厚生労働省のプレスリリース

令和8年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)		引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	56	1,131	(1,075)	56	±0	令和8年10月1日
青 森	C	56	1,090	(1,029)	61	+5	令和8年10月29日
岩 手	C	56	1,090	(1,031)	59	+3	令和8年12月1日
宮 城	B	56	1,098	(1,038)	60	+4	令和8年10月1日
秋 田	C	56	1,090	(1,031)	59	+3	令和8年10月14日
山 形	C	56	1,092	(1,032)	60	+4	令和8年10月30日
福 島	B	56	1,094	(1,033)	61	+5	令和8年10月16日
茨 城	B	56	1,136	(1,074)	62	+6	令和8年10月18日
栃 木	B	56	1,125	(1,068)	57	+1	令和8年10月1日
群 馬	B	56	1,120	(1,063)	57	+1	令和8年10月3日
埼 玉	A	54	1,196	(1,141)	55	+1	令和8年10月1日
千 葉	A	54	1,195	(1,140)	55	+1	令和8年10月1日
東 京	A	54	1,280	(1,226)	54	±0	令和8年10月1日
神奈川	A	54	1,279	(1,225)	54	±0	令和8年10月1日
新 潟	B	56	1,108	(1,050)	58	+2	令和8年10月1日
富 山	B	56	1,119	(1,062)	57	+1	令和8年10月1日
石 川	B	56	1,113	(1,054)	59	+3	令和8年10月3日
福 井	B	56	1,112	(1,053)	59	+3	令和8年10月4日
山 梨	B	56	1,113	(1,052)	61	+5	令和8年11月1日
長 野	B	56	1,117	(1,061)	56	±0	令和8年10月2日
岐 阜	B	56	1,121	(1,065)	56	±0	令和8年10月1日
静 岡	B	56	1,154	(1,097)	57	+1	令和8年10月15日
愛 知	A	54	1,195	(1,140)	55	+1	令和8年10月1日
三 重	B	56	1,143	(1,087)	56	±0	令和8年10月1日
滋 賀	B	56	1,136	(1,080)	56	±0	令和8年10月3日
京 都	B	56	1,180	(1,122)	58	+2	令和8年11月16日
大 阪	A	54	1,231	(1,177)	54	±0	令和8年10月1日
兵 庫	B	56	1,172	(1,116)	56	±0	令和8年10月1日
奈 良	B	56	1,107	(1,051)	56	±0	令和8年10月4日
和歌山	B	56	1,101	(1,045)	56	±0	令和8年10月3日
鳥 取	C	56	1,090	(1,030)	60	+4	令和8年10月3日
島 根	B	56	1,092	(1,033)	59	+3	令和8年10月10日
岡 山	B	56	1,104	(1,047)	57	+1	令和8年10月2日
広 島	B	56	1,141	(1,085)	56	±0	令和8年10月11日
山 口	B	56	1,101	(1,043)	58	+2	令和8年10月8日
徳 島	B	56	1,103	(1,046)	57	+1	令和8年11月1日
香 川	B	56	1,092	(1,036)	56	±0	令和8年10月1日
愛 媛	B	56	1,093	(1,033)	60	+4	令和8年11月1日
高 知	C	56	1,086	(1,023)	63	+7	令和8年10月29日
福 岡	B	56	1,114	(1,057)	57	+1	令和8年10月4日
佐 賀	C	56	1,095	(1,030)	65	+9	令和8年11月15日
長 崎	C	56	1,087	(1,031)	56	±0	令和8年11月2日
熊 本	C	56	1,092	(1,034)	58	+2	令和8年12月1日
大 分	C	56	1,096	(1,035)	61	+5	令和8年11月1日
宮 崎	C	56	1,085	(1,023)	62	+6	令和8年10月24日
鹿児島	C	56	1,090	(1,026)	64	+8	令和8年10月25日
沖 縄	C	56	1,086	(1,023)	63	+7	令和8年12月2日
全国加重平均			1,177	(1,121)	56	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有